

公益財団法人 北海道銀行中小企業人材育成基金

定 款

公益財団法人 北海道銀行中小企業人材育成基金 定款

**第 1 章 総則**

(名称)

**第 1 条** この法人は、公益財団法人北海道銀行中小企業人材育成基金という。

(事務所)

**第 2 条** この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

**第 2 章 目的および事業**

(目的)

**第 3 条** この法人は、北海道内の中小企業の自立性ある経営基盤確立のため、技術力の強化と、経営者および従業員の資質向上をはかる事業を実施し、もって北海道の産業の振興と経済の一層の発展および繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

**第 4 条** この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- ( 1 ) 中小企業経営者およびその従業員の技術水準向上等、人材育成に関する事業
  - ( 2 ) 新技術分野の研究開発や製品開発等、中小企業の技術力強化に関する事業
  - ( 3 ) 生産工程、品質、安全管理面等、中小企業の経営強化に関する事業
  - ( 4 ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 . 前項各号の事業は、北海道において行うものとする。

**第 3 章 資産および会計**

(財産の種別)

**第 5 条** この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会が定めた財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 . 前項の財産は、この法人の目的を達成するために、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするときおよび基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会および評議員会の承認を要する。

(事業年度)

**第 6 条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

**第 7 条** この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 . 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

**第 8 条** この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- ( 1 ) 事業報告
- ( 2 ) 事業報告の附属明細書
- ( 3 ) 貸借対照表
- ( 4 ) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- ( 5 ) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- ( 6 ) 財産目録

2 . 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、および第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を得なければならない。

3 . 第 1 項の書類の他、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- ( 1 ) 監査報告
- ( 2 ) 理事および監事ならびに評議員の名簿
- ( 3 ) 理事および監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- ( 4 ) 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

**第 9 条** 理事長は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」第 4 8 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

## 第 4 章 評議員

(定数)

**第 1 0 条** この法人に、評議員 3 名以上 7 名以内を置く。

(選任および解任)

**第 1 1 条** 評議員の選任および解任は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第 1 7 9 条から第 1 9 5 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 . 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- ( 1 ) 各評議員について、次の から に該当する評議員の合計数が、評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること  
当該評議員およびその配偶者または 3 親等内の親族  
当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者  
当該評議員の使用人

または に掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

または に掲げる者の配偶者

から までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く)の次の から に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

理事

使用人

当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人)または業務を執行する社員である者

次に掲げる団体においてその職員(国会議員および地方公共団体の議会の議員を除く)である者

イ 国の機関

ロ 地方公共団体

ハ 「独立行政法人通則法」第2条第1項に規定する独立行政法人

ニ 「国立大学法人法」第2条第1項に規定する国立大学法人または同条第3条に規定する大学共同利用機関法人

ホ 「地方独立行政法人法」第2条第1項に規定する地方独立行政法人

ヘ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、「総務省設置法」第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう)または認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう)

(任期)

**第12条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3. 評議員は、この定款の第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

**第13条** 評議員の報酬は無報酬とする。

2. 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

**第14条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

**第15条** 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事および監事の選任および解任
- (2) 理事および監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減明細書)および財産目録
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分または除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

**第16条** 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

**第17条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

**第18条** 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席した評議員の中から互選する。

(決議)

**第19条** 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分または除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事または監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者が第22条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(決議の省略)

**第20条** 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、当

該提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

**第21条** 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録には、議長および当該評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名者2名以上が、これに記名押印しなければならない。

## 第6章 役員

(設置)

**第22条** この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
- (2) 監事 2名以内
2. 理事のうち1名を理事長とする。
3. 前項の理事長をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の代表理事とする。

(選任等)

**第23条** 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
3. この定款の第11条第2項の規定は、理事について準用する。この場合、規定中に「評議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。
4. 前項の規定は監事についても同様とする。この場合、前項の規定中、「理事」を「監事」と読み替えて適用する。

(理事の職務および権限)

**第24条** 理事は理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

**第25条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

**第26条** 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3. 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4. 理事または監事は、この定款の第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

**第27条** 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき

(報酬等)

**第28条** 理事および監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事および監事には、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2. 理事および監事には、費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

**第29条** この法人は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第198条において準用する同法第114条第1項の規程により、理事または監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

2. この法人は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第198条において準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事または外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第198条において準用する同法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

## 第7章 理事会

(設置および構成)

**第30条** 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

**第31条** 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

- ( 2 ) 理事の職務の執行の監督
- ( 3 ) 理事長の選定および解職

(開催)

**第 3 2 条** 理事会は、定時理事会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。

(召集)

**第 3 3 条** 理事会は、理事長が招集する。

- 2 . 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会招集する。

(議長)

**第 3 4 条** 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

**第 3 5 条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

**第 3 6 条** 理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

**第 3 7 条** 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 . 前項の議事録には、当該理事会に出席した理事長および監事が記名押印する。

## **第 8 章 定款の変更および解散**

(定款の変更)

**第 3 8 条** この定款は、評議員会の決議により変更することができる。

- 2 . 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条および第 1 1 条の規定についても適用する。

(解散)

**第 3 9 条** この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定取消しに伴う贈与)

**第 4 0 条** この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消

滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産額に相当する額の財産を、当該公益認定取消の日または当該合併の日から1箇月以内に、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

**第41条** この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

**第42条** この法人の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 補則

(委任)

**第43条** この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下「整備法」という)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 「整備法」第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 第23条第2項の規定にかかわらず、この法人の最初の理事長は藤田恒郎 とする。

附 則

この定款の一部変更は、平成26年3月14日から施行する。